

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果
(意見募集期間: 令和7年3月12日(水)から同年4月11日(金)まで)

別紙

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	個人	法的結論: 法的前提条件が必ずしも明確ではないが、地方自治体組織の首長の署名の電子化代替え自体は時代の趨勢であることから賛成する ただし、以下の事項に留意すること ・セキュリティ・安全性・機密漏洩対策を確保し、地方自治体組織の首長の意思と反した署名にならない仕組みとすること(電子署名偽造を招く行為は公文書偽造にあたる: たとえばAI・ソフトが自動的に首長の意思を介在しないまま電子署名してしまうなど) ・電子署名の最終的な責任は地方自治組織の首長に帰属することを明確にすること ・なりすまり、乗っ取り、内容を確認しないままでの目くら署名が行われないようにすること ・例えば首長の出張時モバイル・携帯電話端末から電子署名することも考えられるが、セキュリティ・安全性・機密漏洩防止措置には万全を帰すこと(特に交通移動中などで電車内でパソコン開いて公文書決裁するなどの場合は、公務員としての法的機密漏洩防止義務に配慮すること) ・災害時等における署名手段の複数化はBCP観点でもよいことであるが、紙面・電子両媒体による公文書の重複や紙面・電子媒体両方を作成するような状況にならないように配慮すること(組織の事務負担軽減を考慮すること) ・首長本人がいない場合に代行者を指名し電子署名による代行決裁権限を与えるか否かはセキュリティ・安全性・機密漏洩防止などの複数の観点から慎重に検討し、法的疑義が生じない仕組みと法整備を行うこと	賛同のご意見として承ります。 ご指摘については、条例公布時の長の署名は、その性質上、長自らが行う必要があることと同様に、電子署名についても、長自らが措置を講ずるものであると考えています。 また、長の電子署名が付された条例原本の電磁的記録が不正アクセス等により改変されるような事態が生じないよう、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月28日改定)等を参考に、ネットワークへの適正なアクセス制御、データの暗号化等の必要な情報セキュリティ対策が講じられた環境の下で管理することが求められるものです。 改正法の施行に当たっては、こうした運用上の留意事項について、地方公共団体に対し、周知してまいります。	無

【提出意見数 1件】